

## 正 誤 表

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
(特非) 全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

## 【上巻】

	正誤箇所	誤	正
P20	【2】 4行目～	社会福祉法では「手話通訳等」と記載されていますが、厚生労働省令の施行規則には「手話通訳等」とは「要約筆記等とする」とあります。	社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、身体障害者福祉法、厚生労働省令とたどると、ここに要約筆記が含まれています。
P72	欄外 朝日訴訟 4行目	<u>1952年</u>	<u>1957年</u>
P91	【1】 3行目～	第77条第2項には、	第77条第1項第2号
P95	【2】 下から4行目	「教育」第 <u>21条</u>	「教育」第 <u>24条</u>
P97	関連組織	国立身体障害者リハビリテーションセンター	国立障害者リハビリテーションセンター

社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、  
身体障害者福祉法、厚生労働省令とたどると、ここに要約筆記が含まれています。